

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置

(平成二十七年十二月二十一日)

(内閣府告示第四百四十八号)

改正 令和三年八月二七日内閣府告示第一二〇号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号) 第二十条第四号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置

第1 総論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号の場合であって、国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法以外の方法により特定個人情報を提供するときは、第2から第8までに掲げる措置を講ずること。

第2 提供する特定個人情報の漏えい防止

提供する特定個人情報を出力装置から出力したとき又は複写機により複写したときの当該特定個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

第3 可搬記憶媒体の管理

1 持出し及び返却の確認等

(1) 使用する可搬記憶媒体(光ディスク等(光ディスク、磁気ディスク又は磁気テープをいう。)、USBメモリー又は外付けハードディスクドライブその他これに類するものをいう。以下同じ。)の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容に関係職員に周知し、管理している可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。

(2) 可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出し及び返却を記録すること。

(3) 可搬記憶媒体を破棄する場合には、消磁、粉碎、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていた特定個人情報の復元が不可能となる措置を講ずること。

2 不正プログラムの混入防止

可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。

第4 責任者の承認

特定個人情報を提供する方法等について、特定個人情報の適正な取扱いのために設置された責任者の承認を得ること。

第5 特定個人情報を提供する際に講ずるべき措置

特定個人情報が記録された書面又は可搬記憶媒体を運搬する際には、第三者がこれらに記録されている特定個人情報の内容を容易に閲覧することができないよう、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 可搬記憶媒体に記録して提供する場合は、暗号化、パスワードの設定等の措置

(2) 施錠できる搬送容器を使用する等の措置

第6 特定個人情報の提供を受ける者が運搬する場合の措置

特定個人情報の提供を受ける者が特定個人情報が記録された書面又は可搬記憶媒体を運搬する場合は、当該特定個人情報の提供を受ける者がこの告示に定める措置と同様の措置を講ずるよう求めること。

第7 教育及び研修

特定個人情報の提供に関与する職員に対し、特定個人情報の適正な取扱いについての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。

第8 再発防止策の検討

特定個人情報の漏えい等の事故が生じた場合において、その応急措置を実施するとともに、根本原因及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めるために必要な体制を整備すること。